

差別的言動を差止める仮処分命令の申立てが容認された事例

【文 献 種 別】 決定／横浜地方裁判所川崎支部

【裁判年月日】 平成 28 年 6 月 2 日

【事 件 番 号】 平成 28 年（ヨ）第 42 号

【事 件 名】 ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件

【裁 判 結 果】 申立容認

【参 照 法 令】 憲法 13 条・14 条・21 条、人種差別撤廃条約 1 条 1 項・2 条 1 項柱書・6 条、
差別的言動解消法前文・1 条・2 条・3 条、社会福祉法 1 条・3 条・4 条・22 条・24 条・
26 条

【掲 載 誌】 判時 2296 号 14 頁

LEX/DB 文献番号 25543108

事実の概要

X（債権者）は、神奈川県川崎市内の在日コリアンが多数居住する地域において、民族差別解消・撤廃に向けて取り組み、社会福祉事業を行う社会福祉法人である。他方、Y（債務者）は、同市内において計 12 回にわたり、在日韓国・朝鮮人の排斥を訴える内容のデモを主催し、またはその中心メンバーとして参加した運動体ないし団体に参画する活動家である。

なかでも、Y らのデモ隊は、平成 27 年 11 月 8 日および平成 28 年 1 月 31 日、抗議する地域住民等が立ち塞がったことなどにより、同地域まで進行することはなかったが、拡声器などにより騒々しく、「韓国、北朝鮮は我が国にとって敵国だ。その敵国人に対して死ね、殺せというのは当たり前だ。ゴキブリ朝鮮人は出て行け。」などの言葉を発した。さらに、Y は、同運動体のホームページにおいて、「反日汚染の〔ママ〕酷いからこそ【川崎を攻撃拠点】に、自国を貶め、嘘、捏造を垂れ流す日本の敵を駆逐しましょう！」などと掲載し、平成 28 年 6 月 5 日に実施する予定のデモへの参加および運動への賛同を呼び掛けている（以下、〔 〕内は引用者による。）。X は、デモを差止める仮処分命令を申立てた。

決定の要旨

**1 「被保全権利としての差別的言動に対する
差止請求権の存否について」**

「何人も、生活の基盤としての住居において平

穏に生活して人格を形成しつつ、自由に活動することによって、その品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から評価を獲得するのであり、これらの住居において平穏に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利は、憲法 13 条に由来する人格権として、強く保護され、また、本邦に適法に居住する者に等しく保障されるものである。」

「殊に、我が国が批准する人種差別撤廃条約の前記の各規定〔1 条 1 項、2 条 1 項柱書、6 条〕及び憲法 14 条が人種などによる差別を禁止していること、さらに近年の社会情勢の必要に応じて差別的言動解消法が制定され、施行を迎えることに鑑みると、その保護は極めて重要であるというべきである。」

「また、本邦外出身者が抱く自らの民族や出身国・地域に係る感情、心情や信念は、それらの者の人格形成の礎を成し、個人の尊厳の最も根源的なものとなるのであって、本邦における他の者もこれを違法に侵害してはならず、相互にこれを尊重すべきものであると考える。」そして、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する、差別的言動解消法 2 条に該当する差別的言動は、上記の住居において平穏に生活する人格権に対する違法な侵害行為に当たるものとして不法行為を構成すると解される。」

「もっとも、その人格権の侵害行為が、侵害者らによる集会や集団による示威行動などとしてされる場合には、憲法 21 条が定める集会の自由、表現の自由との調整を配慮する必要があることか

ら、その侵害行為を事前に差し止めるためには、その被侵害権利の種類・性質と侵害行為の態様・侵害の程度との相関関係において、違法性の程度を検討するのが相当である。」「人格権は、憲法及び法律によって保障されて保護される強固な権利であり、他方、その侵害行為である差別的言動は、上記のとおり、故意又は重大な過失によって人格権を侵害するものであり、かつ、専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者の名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するものであることに加え、街宣車やスピーカーの使用等の上記の行為の態様も併せて考慮すれば、その違法性は顕著であるといえるものであり、もはや憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外であることは明らかであって、私法上も権利の濫用といえるものである。これらのことに加え、この人格権の侵害に対する事後的な権利の回復は著しく困難であることを考慮すると、その事前の差し止めは許容されると解するのが相当であり、人格権に基づく妨害予防請求権も肯定される。」

「上記の人格権は、憲法によって保障される基本的人権に由来するものであり、自然人と同様に社会的実体をもって活動する本邦内の法人においても、同じく保有するものと解される（最高裁判昭和 45 年 6 月 24 日大法廷判決・民集 24 巻 6 号 625 頁参照）。」

「当該法人の事業所において平穩に事業を行う人格権を侵害する違法性が顕著な場合には、当該法人は、自然人の場合と同様に、人格権に基づく妨害予防請求権として、その差別的言動の事前の差し止めを求める権利を有するものと解するのが相当である。」

2 「債務者の被保全権利の存在及び保全の必要性について」

「差別的言動解消法が定める差別的言動に該当することが……、債権者の役員、職員及び施設利用者のうちの在日韓国・朝鮮人の個人の尊厳をないがしろにし、耐え難い苦痛を与え、ひいては、債権者の職員の業務に従事する士気の著しい低下や、債権者の施設利用者による利用の回避・躊躇を招くことを容易に推測することができる。」

「著しい損害が生じる現実的な危険性があると

認められ、また、債務者が行うとみられる差別的言動の内容の看過することのできない悪質性に鑑みれば、……事務所の入口から半径 500m 以内（別紙図面の円内）において、別紙行為目録¹⁾記載の差別的言動をすることを事前に差し止めるべき必要性は極めて高いといえることができるから、債権者の被保全権利の存在は優に認められる。」

「また、債務者による差別的言動による債権者の人格権の侵害に対する事後的な権利の回復は極めて困難であると認められ、これを事前に差し止める緊急性は顕著であるといえるから、保全の必要性も認められる。」

「債務者は、債権者に対し、自ら別紙行為目録記載の行為をしてはならず、又は第三者をして同行為を行わせてはならない。」

判例の解説

一 「差別的言動」の規制

差別的言動の問題は、人格権（憲法 13 条）と、他の人権に較べて優越的地位にあるともいわれる表現の自由²⁾（憲法 21 条）の保障との鋭い対立にあって、近時、日本においても深刻な社会問題となっている。この差別的言動については、街頭宣伝差し止め等請求事件³⁾において、損害賠償請求およびデモの差し止めが容認されてきている。そして、いわゆる差別的言動解消法⁴⁾が制定された（平成 28 年 6 月 3 日施行）。

このような状況下にあって、本決定は、被保全権利として本件債権者の人格権と、表現の自由（本件差別的言動）との比較衡量のうえ、事後的な人格権の回復は困難であるとして、民事法上の妨害予防請求権に基づき、本件差別的言動に対して喫緊に差し止めの仮処分を認めた。また、差別的言動の規制に関する一連の判決と同様に、本決定も、「ヘイトスピーチ」という用語を用いてはいない。ただし、本決定は、本件差別的言動に対して、人種差別撤廃条約に加えて、新たに差別的言動解消法 2 条を援用している。本決定は、特定される個人に人格権の保有を認める既存の法理（不法行為法）の限界を超えるものともみられてきた本件差別的言動の規制のため、既存の法理を援用するだけに、その法的正当性が問われなければならない⁵⁾。

二 「強固な」人格権

本決定は、本件債権者の保全を受ける権利として、「住居において平穏に生活する人格権」を示している。さらに、本決定は、このような人格権を表現の自由に対抗する権利に据えたうえで、「強固な」権利⁶⁾とした。この「強固」とされる人格権について、本決定は、「殊に、我が国が批准する人種差別撤廃条約〔1条1項、2条1項柱書、6条〕……及び憲法14条が人種などによる差別を禁止していること、さらに……差別的言動解消法が制定され、施行を迎えることを鑑みると、その保護は極めて重要である」としている。

なお、差別的言動の規制に関する一連の判決とは異なり、本決定においては、人格権の保障および差別的言動の規制について、人種差別撤廃条約の間接適用という従来の争点への言及が相対的に後退している。それに代えて、本決定では、施行を控えていた差別的言動解消法の援用へそれらの重心が移行したように、推し量られる。

三 差別的な言動

このような人格権に相対する、表現の自由（本件差別的言動）の保障について、本決定は、表現の自由の保障と人格権の侵害との「相関関係」から、「違法性の程度」を判断する枠組みを採っている。そのうえで、「人格権は、……強固な権利であり、他方、その侵害行為である差別的言動は、……その違法性は顕著であるといえるものであり、もはや憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外であることは明らか」であるとした。

本決定は、本件言動が差別的であるが故に、対抗する「強固な」人格権を「顕著」に侵害するとして表現の自由の保障を受けないとしたもの、と解することができる。そこには、公権力が本件差別的言動の表現内容の価値を低く見積もったうえでそれに対する（表現内容に基づく）規制という文脈における厳格な審査を慎重に回避しつつ、本件差別的言動が表現の自由としての保障を受けないという結論へ導く意図が窺われる。判例は表現の自由の民主主義的な価値に言及する⁷⁾ことも少なくないが、本決定は、本件の言動が差別的であるためか、本決定の結論の障碍となるためか、言及していない。また、本決定は、差別的言動には対抗言論により対処すべき可能性についても、言及していない⁸⁾。

この点、表現の自由を重視する立場からは、本決定の比較衡量の基準には拠ることなく、既存の法理に基づき、表現が切迫した違法な行為を煽動または惹起することに向けられており、かつ、このような行為を実際に煽動または惹起するものと見込まれる場合にかぎり処罰できるとするブランドンバーグ基準などが提唱されている⁹⁾。

四 差止めうるデモ

本決定では、差別的言動に対する差止めの仮処分が認められた。差止めは、名誉毀損による損害賠償責任などの事後規制とは異なり、表現の機会そのものを奪うことから、また表現による害悪発生予測における濫用のおそれがあることから、大きな萎縮効果をもつとされている事前抑制が問題となる。

この点、本決定は、既述した比較衡量の後に、「債務者による差別的言動による債権者の人格権の侵害に対する事後的な権利の回復は極めて困難であると認められ、これを事前に差し止める緊急性は顕著である」として、場所について一定の限定を付したうえで、デモの差止めを認めた。

同様に、差別的言動の差止めを認めた前掲の街頭宣伝差止め等請求事件は、一部の場所と表現内容の差止めにとどまることを理由として、出版の差止めを認めた判例¹⁰⁾の「厳格」とされる要件に反するものではない、としている。

五 本決定の意味

本決定については、結論において、差別的言動に対する差止めの仮処分を認めたことから、表面的には一連の差別的言動の規制に関する判決の潮流に沿うものといえる。そして、本決定は、既述のように、表現の自由の制約について、表現内容の価値の評価に取って直接言及することなく、本件差別的言動が「強固な」人格権の顕著な侵害にあたることをもって、「表現の自由の保障の範囲外である」とした。このような本決定は、本件言動について、いわゆるヘイトスピーチとして既存の法理とは異なる法理により規制した決定ではなく、既存の法理により「差別的言動」として規制することを目的とした決定、ともいえよう。このような意図は、先例に依拠して社会的実体をもって自然人（個人）と同様に法人にも人格権の保有を認めることにより、法人（X）に対する侵害行

為を認めた本決定の論証が、表現の自由の制約という重要とみられる論証と較べて重厚であることから、裏打ちされるだろう。

今後、差別的言動の規制に関わる判例の蓄積により、本決定の射程の顕在化は期待されるが、本決定が差別的言動を規制するために既存の法理に拠りながら本件差別的言動以外の言動への援用を明示的には排除していないため、その射程は、一般的に援用される可能性を否認しないだろう。したがって、本決定における差別的言動に対する既存の法理の援用は、一般の表現内容にも妥当する潜在性を孕むだけに、表現の自由の保障との関係が問われる。裁判所は、差別的言動の規制に対して指摘がなされている差別的言動の定義の不明確性（過度に広汎な規制）という問題を抱え込むことともなり、ひいては事実上広くヘイトスピーチに対する規制へ傾倒する可能性も秘めることとなる。さらに、本決定については、罰則規定などを伴わない、いわゆる理念法とされる差別的言動解消法が違法性の判断などへ今後いかなる影響力をもつこととなるか、看過できないだろう¹¹⁾。このような意味においては、本決定が作用する今後の判決により、本決定の意味が遡及的に顕在化されてゆくのかかもしれない。

本決定は、既存の法理との決別を冒すことなく、差別的言動の規制という妥当であると目されている結果を確保したという意味において謙抑的な判断を行った、といえるのだろう。人々は差別的言動への不寛容な衝動に駆られるものだが、表現の自由は、穏健で合理的な言動だけではなく、過激かつ無責任な（差別的）言動に対しても、他者を直接侵害しないかぎり保障される¹²⁾、といわれている。このことを一蹴しないのであるならば、差別的な言動に対する差別的な法規制への謙抑性自体、既存の法理は元より、それとは異なる法理においても一定程度共有されているとの認識が、本決定を差別的言動の規制へと突き動かしたように思われる。

●——注

- 1) 「債権者の主たる事務所……の入口から半径 500m 以内……をデモしたりはいかないしたりし、……在日韓国・朝鮮人及びその子孫に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するなどし、もって債権者の事業を妨害す

る一切の行為」。

- 2) 芦部信喜『憲法Ⅲ 人権各論 (I) [増補版]』(有斐閣、2000 年) 417 頁。
- 3) 京都地判平 25・10・7 裁判所ウェブサイト、判時 2208 号 74 頁 (原審)。大阪高判平 26・7・8 判時 2232 号 34 頁 (控訴審)。最決平 26・12・9 ウェストロー・ジャパン (上告棄却)。
- 4) 本件において差止めを申し立てられた「差別的言動」とは、本件直前に制定された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、差別的言動解消法という。)においては、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいう。少なくとも条文上、「差別的言動」は、在日韓国・朝鮮人らに対する言動、といえよう。
- 5) 差別的言動(表現)における論点および学説の状況などについては、木下智史「差別的表現」大石真＝石川健治編『憲法の争点』(有斐閣、2008 年) 126～127 頁参照。
- 6) 東京地判平 5・11・19 訟月 40 巻 12 号 2879 頁、判時 1486 号 21 頁参照。このほか、差別的言動の規制において、前掲の街頭宣伝差止め等請求事件控訴審判決が「平穏な日常生活を送る利益などの人格的利益は、極めて重大な保護法益」である、とする。
- 7) 最決昭 44・11・26 刑集 23 巻 11 号 1490 頁、判時 574 号 11 頁。
- 8) なお、本決定の事実認定では、「抗議する地域住民等が立ち塞がったことなどにより、……〔X らのデモ隊が〕進行することはなかった」。
- 9) Brandenburg v. Ohio, 395 U.S. 444 (1969). この立場については、松井茂記『マス・メディア法入門 [第 5 版]』(日本評論社、2013 年) 44 頁、166～168 頁参照。
- 10) 最判昭 61・6・11 民集 40 巻 4 号 872 頁、判時 1194 号 3 頁。仮処分命令の手續保障に関しては、民事保全法 23 条参照。
- 11) 差別的言動解消法施行後、本決定により差止め命令を受けた地域の外においてデモの許可を受けた排外主義的な団体が、反対する市民に取り囲まれ、警察の説得に応じてデモを中止した、という。北野隆一「川崎のヘイトデモ、出発直後に中止 反対の数百人が囲む」(朝日新聞デジタル、平成 28 年 6 月 5 日)。
- 12) ナイジェル・ウォーバートン／森村進ほか訳『「表現の自由」入門』(岩波書店、2015 年) 51～70 頁参照。

海上保安大学校教授 前田正義